

「証拠の提出及び陳述の機会」の取扱い

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第6項の規定に基づく請求人の「証拠の提出及び陳述の機会」についての取扱いは、次のとおりとする。

1 証拠の提出

事実を証明する新たな証拠（書面）の提出は、陳述の場において、請求人が直接監査委員に提出するものとする。

ただし、やむを得ない事情がある場合は郵送の方法による提出を妨げないものとする。

2 請求人の陳述

- (1) 陳述は、請求人又はその代表者1名（請求人が複数の場合）に行わせるものとする。ただし、監査委員が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 陳述の時間は20分以内とし、また、その日時については、監査委員が別に定めるものとする。
- (3) 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。
- (4) 請求人の陳述についての進行は、「実施手続」に記載の進行例に基づき行うものとする。

3 陳述の公開

陳述は非公開とする。

4 その他

- (1) 請求人には、陳述当日の注意事項（別紙3の1）について事前に通知するものとする。
- (2) 陳述の場において、進行上、特に判断が必要と思われる事項が生じた場合は、直ちに監査委員が協議し、その取扱いの決定をするものとする。

当日の注意事項

- 1 この「証拠の提出及び陳述の機会」は、新たな証拠（事実証明書）の提出がある場合や、請求内容に係る補足説明がある場合に設けるものですので、陳述内容は、あくまでも請求内容とその補足説明に限ります。

従って、当該措置請求書に記載された請求内容及び範囲を超える陳述や証拠（事実証明書）は採用できませんので、ご注意ください。

- 2 「証拠（事実証明書）の提出」については、当該措置請求書の記載事項に関し、新たな証拠があれば提出してください。

- 3 「請求人の陳述」については、20分以内で行ってください。

なお、監査委員より当該措置請求内容について、確認等のための質問をする場合がありますので、ご了知ください。

- 4 陳述の進行については、監査委員の指示に必ず従ってください。

- 5 なお、各注意事項については、細部を含め当日改めて監査委員からご説明いたします。

(以上)